

熱中症防止のためのガイドライン が策定されました

(令和8年3月18日)

厚生労働省

埼玉労働局

目的

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。

事業者は、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を選択して実施する。

適用

熱中症のおそれのある全ての作業を対象



ガイドライン全文等詳細はこちらへ

実施事項

1 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定

・有害性としては、高温・多湿な作業環境、連続作業、通気性や透湿性の低い衣服・保護具、身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握

JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測を基本

地域を代表する一般的なWBGTを参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意すること。

3 熱中症リスクの評価・検討

熱中症リスクの評価

・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。

熱中症リスクの低減のための措置の検討

- ・作業場所のWBGT値の低減を検討(作業環境管理)。
- ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
- ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

裏面に続く



2 熱中症リスクに応じた措置

1 安全衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労使で話し合い、その内容を労働者に周知することが重要。
各種管理者等の選任と役割
- ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
作業手順・作業計画の策定
報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知



2 作業環境管理

- WBGT値の低減
- ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
休憩場所の整備等
- ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置が望ましい。

3 作業管理

作業時間の短縮等	作業の休止時間や休憩時間の確保。
暑熱順化	計画的に暑熱順化期間を設ける。
プレクーリング	作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
水分及び塩分の摂取	水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
服装による身体冷却	透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
作業中の巡視	高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
業種・作業別の対応例	

4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
- ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないか等、声かけ。



5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

熱中症予防管理者労働衛生教育 職長等向け教育 作業従事者向け教育



6 異常時の措置

- ・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

